

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第11号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線の引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第8の管理職手当月額欄に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、同欄に定める額に鳥取県病院局企業職員就業規則(平成7年鳥取県病院局管理規程第6号。以下「就業規則」という。)第9条第1項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。</p> <p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第25条 職員が就業規則第10条の2に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。</p> <p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第8の管理職手当月額欄に定める額とする。</p> <p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第25条 職員が鳥取県病院局企業職員就業規則(平成7年鳥取県病院局管理規程第6号)第10条の2に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。</p> <p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p>

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級13号給以上若しくは2級以上であるもの又は再任用職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

イ 医療職給料表（2）

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの（再任用職員にあっては、3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

ウ 医療職給料表（3）

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの（再任用職員にあっては、3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

略

イ 医療職給料表（2）

略

ウ 医療職給料表（3）

略

965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第2の2 特定任期付職員給料表（第3条関係）

号給	給料月額
1	363,000円
2	411,000円
3	462,000円
4	526,000円
5	600,000円
6	703,000円
7	822,000円

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

略
備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第8（第7条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	8 級	2 種	90,700円	77,000円
		3 種	68,300円	56,300円
	7 級	2 種	85,400円	70,300円
医療職給料表(1)	4 級	1 種	132,900円	111,800円
		2 種	106,200円	89,500円
		3 種	85,000円	71,600円
	3 級	2 種	99,200円	75,400円
		3 種	79,300円	60,300円
		7 級	2 種	84,500円
医療職給料表	3 種	67,600円	57,600円	

別表第2の2 特定任期付職員給料表（第3条関係）

号給	給料月額
1	376,000円
2	426,000円
3	479,000円
4	545,000円
5	622,000円
6	728,000円
7	852,000円

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

略

別表第8（第7条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	8 級	2 種	94,000円	79,800円
		3 種	70,800円	58,300円
	7 級	2 種	88,500円	72,900円
医療職給料表(1)	4 級	1 種	137,700円	115,900円
		2 種	110,100円	92,700円
		3 種	88,100円	74,200円
	3 級	2 種	102,800円	78,100円
		3 種	82,200円	62,500円
		7 級	2 種	87,600円
医療職給料表	3 種	70,100円	59,700円	

(2)	6 級	3 種	64,200円	50,900円	(2)	6 級	3 種	66,500円	52,700円
		4 種	56,200円	44,500円			4 種	58,200円	46,100円
医療職 給料表	7 級	2 種	85,200円	73,100円	医療職 給料表	7 級	2 種	88,300円	75,800円
		3 種	68,200円	58,600円			3 種	70,700円	60,700円
(3)	6 級	3 種	66,900円	51,300円	(3)	6 級	3 種	69,300円	53,200円
		4 種	58,600円	45,000円			4 種	60,700円	46,600円

備考 再任用職員のうち、短時間勤務職員にあっては、この表に掲げる額に鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）第9条第1項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の月額とする。

（鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～12 略</p> <p>（主任等の切替えに伴う経過措置）</p> <p>13 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が第2切替日の前日に受けていた給料の月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が管理者が別に定めるものに対応するもの</u>にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた</p>	<p>附 則</p> <p>1～12 略</p> <p>（主任等の切替えに伴う経過措置）</p> <p>13 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が第2切替日の前日に受けていた給料の月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p>

<p>額)。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>14～20 略</p>	<p>14～20 略</p>
---	----------------

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年鳥取県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項等を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が管理者が定める職務の級及び号給であるもの</u> 旧給料月額(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第6号)附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額。次号において同じ。)に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる職員以外の職員</u> 旧給料月額</p> <p>2 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が旧給料月額(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第6号)附則第7項本文に規定する職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額)に達しないこととなる職員(管理者が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第8条～第11条 略

第8条～第11条 略

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(異動者の給料月額調整)

2 この規程の施行の日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員又はその属する職務の級若しくはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用を受け、又は当該異動のあった日における給料月額については、第1条の規定による改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程別表第1から別表第3までの規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(この規程の施行に関し必要な事項)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。